鹿児島県立奄美図書館貸出文庫実施要項

１　趣　旨

　　生涯学習の進展に伴い，県民の図書館に寄せる期待と学習要求はさらに高まっている。そこで，子どもの読書活動の推進や県民の多様な読書のニーズに応えるため貸出文庫を行い，大島地区の小・中学校における図書室運営を援助し，読書活動の一層の充実を図る。

２　文庫の定義

　　この要項での貸出文庫とは，県立奄美図書館で受領する貸出をいう。

３　文庫の貸出対象範囲

　　文庫の貸出対象機関等は，大島地区の小・中学校とする。また，役務費については配本・回収とも県立奄美図書館が予算の範囲内において負担する。

４　文庫の図書の種類

(1)　一般成人用図書（成人向きの教養・趣味・娯楽・実用書・小説等）

(2)　児童用図書（小・中学生向きの読み物等）

(3)　絵本（幼児・小学生低学年向きの絵本）

５　利用申込み

　　別添「貸出文庫利用の流れ」を確認の上，別に定める「貸出文庫利用申込書（様式１）」及び「貸出文庫運営計画書（様式２）」により申し込むものとする。

６　利用の許可

　　要項５の申込書を受理後，館長が決定し，許可書及び貸出台帳については当館発行の貸出リストの発送によって代えることとする。

７　借用図書の紛失届け

　　借用図書の紛失・破損が生じた場合には，遅滞なく「紛失・汚損届（様式３）」により報告するものとする。

８　返本の延期願

　　期限までに返却できない図書については，「延期願（様式４）」を提出する。

　　なお，延期の期限は1か月以内とする。